

令和2年3月3日

保護者様

福島県立福島東高等学校長

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について

日頃より本校の教育活動に対し、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、今がまさに感染流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、何よりも生徒の皆さんの健康・安全を考え、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、下記のとおり臨時休業といたしますので、よろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日(月)から3月19日(木)(春休み前、終業式の日)までとなります。なお、休業中の生活・学習等の事前指導、生徒・家庭との連絡調整等の観点から、3月3日(火)は登校日としました。

#### 2 臨時休業中の対応について

- (1) 人の集まる場所等、不要不急な外出は避け、基本的に自宅で過ごさせてください。
- (2) 健康観察を厳重に行い、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従ってください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ※ 基礎疾患がある児童生徒が上記の状態が2日続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- (3) 新型コロナウイルスへの罹患、感染の疑いがある場合には、学校に連絡してください。
- (4) 各学年(各教科)から課題等の指示が出ますので、計画的に学習させてください。
- (5) 部活動は中止とします。

#### 3 その他

- (1) 臨時休業中の連絡については、学校ホームページ、39メール、Classi を使って行いますので、定期的に確認をお願いします。
- (2) 3月20日(金)以降の日程については後日連絡します。
- (3) 御不明な点がございましたら、下記の担当まで問い合わせください。

(事務担当 教頭 024-531-1551)